

世田谷区告示第278号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部
- (2) 所在地 東京都世田谷区尾山台三丁目21番4号

2 委託した歳入等

狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から同年7月25日まで